

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○橘委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。池田佳隆君。

○池田（佳）委員 皆さん、おはようございます。自由民主党・無所属の会の池田佳隆でございます。まずは、年初来、新型コロナウイルスで犠牲になられた方々、そして、今もなお闘病中の方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、令和二年七月豪雨で犠牲になられた方々の御冥福と、被災地の皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。そして、質問に入りたいと思います。

本年二月二十七日、安倍総理大臣は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全国の小中高等学校に対し、三月二日から春休みまで臨時休業を要請、また、四月七日の緊急事態宣言、同十六日の緊急事態宣言の全国化により、新学期がスタートしても全国の学校では休校が広がりました。

しかし、緊急事態宣言の解除を受け、今、全国の小中高等学校が再開され、子供たちの明るい声が聞こえるようになってきている中、全国の先生方に

は日々学びの保障や感染拡大防止に獅子奮迅の御尽力をいただいておりますこと、心からの敬意と感謝を申し上げます。

さて、しかしながら、全ての学校の先生が子供たちにとってすばらしい教師ばかりでないのもまた紛れもない事実であります。

現行法では、わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員であっても、三年後に教員免許の再交付を申請すれば、再び教壇に立つことができる。強制わいせつや強制性交の暴力的性犯罪によって懲役の刑を受けた教員であっても、服役後十年たてば刑が消滅し、教員免許の再交付を申請すれば、再び教壇に立つことができる。これは、昨年の十一月八日、本委員会における質疑において、私が浅田総合教育政策局長から聞かされた答弁であります。

このわいせつ教師問題については、友党公明党の浮島智子委員も、昨年十月及び本年三月に同じ問題意識で質問されました。多くの国会議員が認識を共有しながら、子供たちを守るのには私たち大人しかいない、子供たちをわいせつ教師からしっかりと守らなくてはいけないという問題意識を共有できていることを大変ありがたく思っているところでございます。

文科省の発表によると、平成三十年代、わいせつ行為によって懲戒処分を受けた教師は二百八十二人、前年度よりも七十二人も増加、過去最悪となったことが明らかになりました。しかも、この二百八十二人のうち、勤務校の児童生徒や勤務校の卒業生、十八歳未満の者に対するわいせつ行為で処分された教師は百八十一人。何と、全体の実に三分の二にも及んでおりました。

そんな折、先月、六月十一日、安倍内閣は、この喫緊の課題にメスを入れることのできる、大変に頼もしい、画期的な方針を決定、公表いたしました。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」であります。

この強化方針のポイントは、第一に、性暴力、性暴力の根絶は待たなしの課題と位置づけ、令和二年度からの三年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、実効性のある取組を速やかに進めること、そして第二に、過去に児童生徒へのわいせつ行為を原因として懲戒処分を受けた者の教員免許状の管理のあり方について、免許状失効から三年経過すれば再取得可能となっている現状を含め、より厳しく見直すよう検討を進めることが明記されたことでもあります。

この方針は、担当国務大臣を議長として、文科省の浅田総合教育政策局長始め、内閣府、警察庁、法務省、厚労省の局長が構成員となっている関係府省会議で決定したことでありますから、まさに安倍内閣が教育職員免許法の見直しを重要方針として掲げたと言っても過言ではないと私は思っております。

集中強化期間である今、文科省におかれましては、強化方針が決定された六月十一日以降、この一カ月間、早速、わいせつ教師から子供たちを守る取組を集中的に進めているはずと思われまます。そこで、まず、強化方針に定める免許状の管理についてお尋ねしたいと思えます。

教師がわいせつ行為を行い、懲戒処分がなされ

た場合、その情報が国において一元的に管理されていないければ、わいせつ教師が他県や私学に移った場合に再び彼らが教壇に立つてしまうことを未然に防ぐことができません。

そこで、三年前、自民党において、わいせつ教師が教壇に立つことを防ぐために、教員免許管理システムの整備について議論し、予算を確保いたしました。

浅田局長にお尋ねいたします。

自民党が財務省にも働きかけて予算を獲得し、文科省に構築をお願いいたしました教員免許管理システムは、今、子供たちをわいせつ教師から守れているのでしょうか。

例えば、国公立学校の設置者が教師を採用する際に、その者の名前を検索すれば、かつて教員に對するわいせつ行為で懲戒免職や懲役の刑を受けたことが瞬時にわかり、採用を控えるという形で子供たちを守る仕組みとして機能しておりますか。御説明をお願いします。

○浅田政府参考人 まず、児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に對してわいせつ行為などを行うようなことは、決してあってはならないと我々も考えております。

児童生徒に對するわいせつ行為を行った教員については、これまでも各教育委員会に對して、原則として懲戒免職とするなど厳正な対応をするように指導を行ってきたところですが、今後ともこれを更に徹底してまいります。

教員免許管理システムは、教員免許更新制の運用のために、免許管理者である四十七の都道府県

教育委員会が共同で運営管理を行っているものです。教員免許状の種類、有効期間の満了日、授与の日、免許状所持者の氏名、本籍地、生年月日などの原簿情報をデータベース化して一元化するものですが、このシステムでは、例えばわいせつ行為など懲戒免職となった具体的な理由などを確認できるものとはなっておりません。

一方、教員が児童生徒に對するわいせつ行為などにより懲戒免職となった場合には、その旨が官報に公告されますので、文科省では、官報に公告されたその免許状失効の事由、失効の年月日などの免許状の失効情報を、教育委員会、学校法人など採用権者が採用候補者の氏名、お名前から簡易に検索できる官報情報検索ツールを平成三十年から提供しているところでございます。

この官報情報検索ツールで、採用権者は、採用しようとする候補者が、例えば懲戒免職などによって免許状が失効して官報に公告された者であるかどうかを確認することが可能となります。

このツールは、教育職員免許法上、懲戒免職による教員免許状の失効後、先生お話をあつたように、再度免許状を取得できるようになるまでの期間、これは現在三年間でございますが、この三年間分の情報を検索することができるようになっているところですが、例えば、その三年を超えた後はそれが検索できないといった課題もあると認識をしておりますとございませう。

○池田（佳）委員 今、浅田局長から説明がありました。官報に掲載されている、具体的な事実や処分内容が全くわからない懲戒処分の公示、こ

の内容を皆さん御存じでしょうか。

例えば、教育職員免許法十条一項第二号該当、そのようなことしか書いてありません。そのようなことを伝えるところで、実際の教員採用において、わいせつ教師を排除する上で全く役に立たないことなど、文科省は既に御存じのはずだと思います。

今回、安倍内閣において決定された強化方針に對しては、教員免許が免許状失効から三年経過すれば再取得可能となっていることについて、より厳しく見直す必要があります。

そこで、再度浅田局長にお尋ねいたします。安倍内閣において決定された強化方針を踏まえて、集中強化期間の初年度、遅くとも次の通常国会には教育職員免許法の改正案を提出し、子供たちわいせつ行為を行った教師が二度と、二度と全国の国公立学校の教壇に立たないような法制度にすることこそが、政府、文科省の使命、責任だと思えます。法案提出に向けた御決意と現在の準備状況を聞かせていただきたいと思えます。

○浅田政府参考人 先般決定されました性犯罪・性暴力対策の強化の方針、これは、先生今お話しただきましたように、私もメンバーになっておりますが、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において決定をしたものでございます。当然、我々も参画してつくったものでございませう。我々の意思でもあるというふうに考えております。

この強化の方針では、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者

の教員免許状の管理等のあり方について、より厳しく見直すべく、検討を進めるということが明記をされており、また、令和二年度から令和四年度までの三年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取り組むとされているところでございます。

文科省としても、当然、これらは非常に大きな課題であると認識をしております。しっかりと対応していく必要があると考えております。

このため、過去に児童生徒へのわいせつ行為等によって懲戒免職等となった者への厳格な対応の仕組みについて、検討状況でございますが、現在私のいるところ、総合教育政策局の中に、専任の職員を含むプロジェクトチームをつくって、随時かつ、法曹資格をお持ちの佐々木大臣政務官、それから副大臣、大臣にも御指導いただきながら、さまざま、当然、検討すべき課題はもちろんございます。ほかのいろいろな制度との関係とか、法制上の課題もあります、それらも含めて、ぜひ何とかしたいと思って検討を進めているところで

特に、今もお話ございましたように、免許状の失効等の情報について、欠格期間が三年です。この三年間の欠格期間が過ぎた後の、必要な範囲でそのことを確認できるような仕組みが法的に考えられないかということも含めて検討を行っております。

そのための仕組みづくりということについて、我々としては、できるだけ速やかな法案の提出を念頭に置いて、検討、準備を進めているところで

ございます。

○池田（佳）委員 今、大変心強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

配付資料にありますように、本年一月九日の読売新聞の社説も、わいせつ教師が再び教壇に立つ資格がないのは明らかだと訴えています。これは多くの保護者や国民の率直な思いであって、極めて常識的な指摘だと思います。

政治は、常識に基づいて行われなくてはなりません。他方、例えば医師や弁護士といった他の職業資格との関係で、わいせつ教師を二度と教壇に立たせなくすることは難しいという見解があります。

人間は更生する、だから、一度の過ちでその人の職業選択の自由を制限することは難しい。一見もつともらしく聞こえる議論ではありません。

しかし、我々は、例えば医師や弁護士については自由に選ぶことができるんです。もしもその医師や弁護士がおかしいと思えば、その医師や弁護士のところに二度と行かなければ済む話です。しかし、教師は、子供にとって自由に選ぶことはできません。この大きな違いを踏まえる必要があるはずなんです。

基本的な人権は、もちろん無制限、無制約なものではありません。人権と人権が衝突する場合にはどちらを優先するかを私たちは常識に基づいて判断しなければならぬと思います。

この問題は、わいせつ教師の職業選択の自由と、子供たちが安全な環境で安心して健やかに学ぶための身体や精神の自由といった最も重要な基本的

な人権のどちらを優先するかが問われている問題であります。

総合教育政策局長の仕事は、国民の常識に合わない人権感覚を疑うような法律論を論破し、ほかの制度との関係や法制上の課題を乗り越えて、子供たちの人生を壊すわいせつ教師を教壇から確実に排除することのできる教育職員免許法改正案を遅くとも次の通常国会に提出することであると思

います。

品川区立大崎中学校の校長とうたわれ、文科省の幹部の中では唯一体を張って公立学校の校長を三年間務められた浅田局長の真心にぜひとも期待をしたいと思っております。

萩生田大臣、大臣お聞きのとおり、教え子に対するわいせつ行為という決してあつてはならないことが年々増加しているのは、現在の教員免許法に大きく二つの欠陥があるからにはかならないと思います。

第一の欠陥は、教え子たちに対するわいせつ行為で懲戒免職、懲役刑に処せられ、教免が失効又は取り消されたといったわいせつ教師の情報が全国の教育委員会や学校で全く共有できていない、わいせつ教師が再び教壇に立つことを排除できていないことあります。

二つ目の欠陥は、わいせつ行為で懲戒免職になった者も三年たてば、懲役の刑に処せられた者ですら十年たつて刑が消滅すれば、都道府県教育委員会に教員免許状を交付申請するだけで、何のチェックもなく自動的に真正銘の教員免許が再び与えられ、大手を振って教壇に立てるようになる

ことであります。

そこで、政治家としての師匠であり、私がかから尊敬する萩生田光一文部科学大臣にお尋ねいたします。

安倍内閣が示したこの頼もしい画期的な強化方針、これに従って、次なる通常国会に、わいせつ教師が二度と教壇に立てなくするための法律案を、大人の矜持を持って、内閣提出法案として御提出いただけないでしょうか。

子供たちや保護者、国民の思いを受けとめ、そして、安倍内閣が示した方針の着実な実現のためにも、そして、何よりも何よりも、子供たちをわいせつ教師から守るためにも、大臣の御決断で法案を出すと明言していただきたいと心から願うのですが、御見解をいただきたいと思えます。

○萩生田国務大臣 児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に対してわいせつ行為を行うことは、決してあってはならないことだと思いません。

現在の仕組みでは、委員からも御例示をいただきましましたけれども、教員が懲戒免職処分を受けても、教育職員免許法の規定によりまして、処分から三年を経過すると再び免許状の授与を受けることが可能となっていますが、これを厳しい仕組みに変えていく必要があると認識をしております。

また、浅田局長からも答弁をさせましたけれども、情報開示も三年を経過すると閲覧ができなくなるということがございます。

現在、教員の皆さんは、例えば公立の、自治体で働いている皆さん、都道府県によって若干ル

ルは違いますけれども、一人の先生が同じ学校にずっといるというわけにいきませんから、県内を幾つかのブロックに分けて定期的な周期で異動するんですけれども、例えば、在任中にこういった事案が教員の間で認識をされて、あるいは父兄の皆さんからの問合せがあったとして、じゃ、そういう人を直ちにまた処分できるかというと、またその既に処分が終わっている先生が、そういう過去の事例があったとしても、処分をする根拠というものが無いという問題もあります。

どうなるかといいますが、各教育委員会は、そういう先生を、早く自分の自治体から出ていってもらいたいものですから、あえてそういうことを隠して異動の資料に、提出して、ベテランで指導力の高い先生だなんて書いてあったりするわけですよ。だから、もうほとんどば抜き状態で、次の自治体が知らないでそれを採ってしまつて、後でまたそういうことを知るといふことになりますので、この連鎖を打ち切らなくてはならないというふうにも思っております。

したがって、担当の総合政策局にプロジェクトチームを設けて、佐々木大臣政務官にも加わっていただいて、教育職員免許法の改正に向けて、法制上の課題や他の制度との関係等を含め、鋭意整理をさせていただいております。

この問題は、私としても非常に重要な問題と考えておりますので、私の責任において、できるだけ速やかな法案提出を念頭に、しっかりと進めてまいりたいと思えます。

○池田（佳）委員 今、萩生田大臣から歴史的な

答弁をいただいたと私は思っております。

昨年十二月二十四日の新聞に、恐ろしい記事が掲載されておりました。教え子七人に、わかっているだけでも十五回に及ぶ性的暴行、わいせつ行為を繰り返していた元小学校教師に、懲役十四年の判決が千葉地裁で出されたというものでした。

皆様方は信じられないでしょうが、いたいけな児童に凌辱の限りを尽くしたこんな卑劣な男でも、服役後十年たてば、正真正銘の教員免許が再交付されて、再び教壇に立てるのが現行法なんです。

子供たちを学校での性暴力から守るためには、わいせつ教師を二度と教壇に立たせなくするような教免法の改正が絶対に必要だと私は思います。萩生田大臣、どうかどうか前へ進めていただきたいと思えます。

私たち大人が、特にここに集まる行政府と立法府のおのおの方が力を合わせ、わいせつ教師が二度と教壇に立てなくするための法律案、遅くとも、遅くとも次の通常国会までに提出していただき、成立させ、子供たちに対して胸を張って、皆さんが学びの環境で性暴力の被害者となるようなことが絶対にならないように私たち大人は全力で守り切ります、そう言えるようにしようではありませんか。それが大人の矜持だと思います。そのことを心からお訴え申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。